

愛媛県農地整備課所管工事における三者会議対象工事 特記仕様書

第1条 「三者会議」の設置

本工事は、設計の意図や施工上の留意点及び課題を施工者に正確に伝達し、設計図書と現場との整合性を確認することにより、工事施工の円滑化と工事の品質確保を図るため、設計者（業務受注者）、施工者（工事受注者）及び発注者間の情報共有等を行う「三者会議」の対象工事である。

第2条 「三者会議」の経費

三者会議の経費は、設計者に対する費用を次のとおり見込んでいる。

三者会議 回数：必要(打合せ)回数

打合せ費用：主任技師 0.5 人/回、技師 A 0.5 人/回

旅費：設計者会社所在地～三者会議会場（事務所等）

その他原価及び一般管理費等：

土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）の「設計業務の価格積算基準」による。

第3条 その他

設計者及び施工者は、発注者が三者会議の効果や課題等を把握するため、フォローアップ調査を実施する場合は、その調査に協力すること。

また、施工者は、会議後に工事打合せ簿を作成し、施工者、発注者及び設計者の3者で共有すること。